

○大分県警察総合企画運営委員会の設置に関する訓令

第8条のプロジェクトチームの設置について

平成5年3月11日
大例規（警務）第1号
警務部長から本部各課・所
・隊長、警察学校長あて

改正 平成6年9月27日訓令乙（警務）第1号 平成7年12月1日大通達甲（警務）第7号
（依命通達（甲）に分類替え）

大分県警察総合企画運営委員会の設置に関する訓令（平成5年大分県警察本部訓令第1号）第8条のプロジェクトチームについて、別添のとおり設置要綱を定め、平成5年4月1日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、大分県警察運営総合対策委員会に関する訓令の制定について（昭和46年4月1日付け大例規（警務）第8号）は、廃止する。

別添

プロジェクトチーム設置要綱

1 趣旨

この要綱は、大分県総合企画運営委員会の設置に関する訓令（平成5年大分県警察本部訓令第1号）第8条のプロジェクトチームの設置について必要な事項を定めるものとする。

2 設置

プロジェクトチームは、大分県警察総合企画運営委員会から委任された事項の調査研究のため必要があると認めるときに、企画調整部会が設置するものとする。

3 組織

プロジェクトチームは、統括者及び構成員をもって構成する。この場合において、統括者は設置するプロジェクトチームに最も関係の深い課の課長等の中から、構成員は企画担当部会の構成員及び職員の中から、企画調整部会が指名するものとする。

4 庶務

プロジェクトチームの庶務は、当該プロジェクトチームに最も関係の深い課を企画調整部会が指定する。

5 報告

統括者は、企画調整部会に随時プロジェクトチームの推進状況を報告し、必要な指示を受けなければならない。

6 解散

統括者は、プロジェクトチームの任務が終了したときは、企画調整部会に報告し、企画調整部会は、前記の報告によりプロジェクトチームの任務が達成されたと認めたときは、当該プロジェクトチームの解散を命ずるものとする。